

人権啓発ラジオ番組の制作及び放送業務仕様書

1 委託業務名

人権啓発ラジオ番組の制作及び放送業務

2 業務内容

(1) ラジオ番組の制作

ア 内容

「福岡県人権教育・啓発基本指針」に掲げる同和問題をはじめとする各人権分野をテーマとしたラジオ番組

イ 放送期間における主なテーマ

(ア) 令和8年7月

・部落差別（同和問題）等

(イ) 令和8年12月

・女性 ・子ども ・高齢者 ・障害のある方 ・外国人
・ハンセン病等 ・犯罪被害者 ・インターネットによる人権侵害
・性的少数者 ・その他様々な人権課題 等

(2) ラジオ番組の放送

ア 放送期間 令和8年7月（月曜から金曜のみの全8回）

令和8年12月（月曜から金曜のみの全12回）

※放送期間の詳細については、協議の上、決定する。

イ 放送時間 5分間（うち人権分野に関する内容は4分程度）

※放送時間の詳細については、協議の上、決定する。

ウ 放送回数 全20回

3 ラジオ番組の制作・放送に関する留意点

(1) ラジオ番組制作について

ア 仕事が多忙など生活上時間の余裕がなく、県・市町村の広報誌、新聞等の活字情報を十分に活用できない、または、人権啓発行事に参加できないことが多い県民層への働きかけを重視すること。

イ 堅苦しい表現は避け、分かりやすい内容とし、聴取者の共感を得られるよう工夫すること。

ウ 聴取者から番組に対する意見や感想を引き出すための工夫をすること。

エ 曜日や時間帯による聴取者層を意識した番組制作をすること。

オ 国内問題を中心とした最新の人権に関する時事問題の提供を重視すること。

カ 地域に密着した人権問題に関する番組制作を重視すること。

キ 県、市町村の人権啓発事業のPR及び（公財）福岡県人権啓発情報センター（以下「センター」という。）のPRをすること。

ク 番組の基本的な実施方針、具体的な放送テーマ及び内容については、受託候補者として選定の後、企画提案書の内容を基に、県及びセンターと改めて協議を行うものであること。

(2) ラジオ放送について

- ア 県内全域を対象に放送すること。
- イ 番組は事前に収録したものを放送すること。

(3) 番組の二次利用について

番組については、以下のとおり二次利用を行うことを前提に制作を進めること。

なお、番組出演者等の著作権についても、二次利用が可能となるよう権利者の許諾を得ること。

ア センターのホームページでの公開

センターのホームページ利用者がラジオ番組を聴取できるよう配信する。

番組配信期間：センターのホームページで公開後、概ね2年間

イ 県や県内市町村のイベント会場での放送

県や市町村が実施する各種イベント（分野を問わない。）の一角に人権問題に関するブースを設け、番組を放送する。

使用期間：放送期間完了後、概ね1年間